

○議長（小林哲雄）

日程第１３ 議案第３６号 町道路線の認定についてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、上記の路線について、道路寄付に伴って町で管理を行う必要があることから、町道路線の認定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第３６号 町道路線の認定について。

次のとおり町道の路線を認定する。よって、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

路線認定。路線名、町道１５０－１８号線、起点、延沢字松木河原１０３７番地１６、終点、延沢字松木河原１０３７番地２１、幅員、４．０メートル、延長、４５メートル。

町道２９１号線、起点、吉田島字吉田新田４２９３番地２７、終点、吉田島字山道下２４８２番地１、幅員、４．０メートル～４．５メートル、延長、１４４メートル。

平成２７年３月３日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページをおめくりください。最初の町道１５０－１８号線につきましては、先ほどの地図と似ていますが、松ノ木河原の北側になります。こちらの部分の位置になります。

次のページを見ていただきますとわかるのですが、松ノ木河原で整備された角から上流１２２号線に向けて、ここで新しく道路を寄附いただきましたので認定しまして、町の町道としての維持管理をするものでございます。

次のページをおめくりください。もう一つの位置図になります。合同庁舎エース小田原流通センターの南側にある、ちょっと黒く塗っている部分でございます。こちらが新しく認定する道路でございます。最後のページになります、こちらを大きくしたものでございまして、西側の堤防の道路からを起点といたしまして、終点をエース物流さんのほうの交差点をしているものでございます。こちらにつきましても、開発された後の土地を町に寄附いただきまして、開成町の町道として適正に管理するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

８番、山田貴弘議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。今回、道路寄附をいただくに当たって、当然、これは登記に関

する事務が発生すると思います。これは平成26年度の予算の予備費で対応するのか。手続的な問題があるとは思いますが、どのような計画で考えているのか、1点お聞きしたいのと。

あと本来、道路という部分には、幅員、隅切り等の基準があると思います。今回、出されている寄附の道路というのは、そこに明記されている基準と相違する部分のものを寄附するには、それなりの経過があると思います。そこら辺、過去の背景を振り返った中で、どういう状態の中で、現況がこういう状態にあって、基準と合わない道路を寄附として受け入れなければいけないのかという説明をいただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

まず、登記の寄附、いつかということですが、原則、今回のこの2路線につきましては、開発をしてできた道路ということで、開発の検査が終わって、告示された次の日をもって、帰属という形になっておりましたが、どういうわけか、その後されていなくて、一部民地が残っていて、今回、寄附という形でいただいているところでございます。寄附行為等発生した中で、所有権につきましては開成町ということで、既に土地の所有権は移ってございます。

それから、こちら今後認定することによって、町道台帳というものを整備いたします。これにつきましては、27年度、もしくは28年度の中に対応していくということになるかと思います。まだ、これから詳細の台帳整備は入っていくということになると思います。

それから、幅員とか、隅切りの関係でございます。先ほど言いましたように、開発で行っておりますから、都市計画法29条の開発ということで、神奈川県が開発の確認をします。その中で開発道路ということで、隅切りの検査確認は全て神奈川県的主导に基づいて行われております。原則、今回のところにつきましても、隅切り、幅員はそちらでクリアさせていただいておるのですが、特に最初のところ、150-18号線の北側のところにつきましては、当時、これはちょっと古い開発になっておりまして、昭和46年当時の開発らしいのですが、その当時は、先ほど言いました隅切り枠、正確にあったかと思いますが、122号線を開成町で拡幅改良したことによって、その隅切りの一部を道路敷地として使っているということで、今の時点では、きれいな形での隅切りは残っていないという形になっているのかと考えております。

もう一方の291号線につきましては、各隅切り、開発年次が、二つの開発にまたがって実施していることによりまして、新しい開発の部分では、神奈川県的主导が、古いところでは、明確にどのような形にされたというのは見えていないんですが、その当時、それで認められたと考えております。町はこの後、適正な管理をする中で、必要であると判断されれば、それなりの整備をまた進めていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。今回、150－18 号の部分で言えば、当初は3メートルの隅切りを確保していたのが、町道の拡幅に伴い削られたという。本来であれば、3メートルの隅切りというものはどういうものかと考えた場合には、町道の拡幅と一緒に、隅切り確保もして、初めて町道ができていなきゃいけないというのが筋論ではないのかなと考えるところで、まず、隅切りの重要性というものを、どのように町として認識しているのか。町民が宅地として財産を取得するときというのは、できれば真四角の土地が利用価値はよくて、いいと思うものを、隅切りをとるとというのは、地形も変化していて、使い勝手も悪くなるという部分では、隅切りというのは、できれば入れたくないというのが本音だと思います。

しかし、この道路というのは、公共性の部分を考えて、4号は2メートル50とか、そういう特例は別として、通常は3メートルというものが基準となっている中で、町道で3メートルが削られたという部分では、大きな公共物に対する損失というのは大きいと思います。そういう部分では、隅切りの認識というものを町としてどのように考えているのか、答弁をいただきたいのと。

あと、これは我々に資料として提供してある町道路線の新規認定についてということで、起点と終点の絵があると思います。この部分については、150－18号線の部分でいえば、終点の右上のほうの隅切りが明記されておられません。現地では隅切りができていて、恐らく移管するのは隅切りも含めてだと思います。だけど、我々に提示している絵にはないものを説明資料として出されておりますが、できれば図面というのですか、持たれていると思いますので、それに近いような説明資料が必要ではないのかなというふうに思うところですが、そこら辺の2点、説明をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

まず、隅切りの関係でございますが、こちらにつきましては、議員が言われますように、道路と道路の交差点の接続につきましては、隅切りをすることによって、視距を大きくすることによって、安全を確保するということでは大変重要なことだと考えております。また、それによりまして、巻き込みの防止ができるとか、または脱輪が防止できるとか、いろいろな効果があるかと思っております。

私たち、町道の適正な維持管理の中では、このような隅切りが必要であるものは、規定のもの、またはそれ以上のものをほしいところにつきましては、ご協力をいただいて整備をしていくということで、先ほど言いました、適正な町道としての整備を、少ないところは多くするという形で行っていきたいと考えております。

今回のところにつきましては、まず、上流のところにつきましては、古い案件で、過ぎてしまっているということで、大変申しわけありません。私のほうでこれ以上地権者さんにこうする、ああするということができるものではなく、帰属という形でできておりますので。

それから、終点部の隅切りの記載がないんじゃないかということでございます。大変すみません。これは見取り図というか、絵というような位置付けで、この後、先ほど言いましたように、道路台帳整備の中で、細かく寸法も当たって、絵をしっかりと管理していきますので、こちらでは場所と形、方向がこういう形であるんだということの認識で見ていただければよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。隅切りの重要性とは十分わかっているということで伝わってきました。我々も議案として上がってきた場合に、不確定的建築物というのか、道路を要は調査もせずに承認するというのは、今後、町民から苦情が出るといけないので、隅切りの重要性というのは今伝わりましたので、その部分はちゃんとあるんだよというのは、あってもしかりだと思えますよ。だから、やはり現況に近い、１００分の１とか、２００分の１測量図を出せとは言わないですけども、道路法にのっとった部分でできている道路なんだよと我々に説明しながら、仮に欠格している部分がある場合は、どういう事情によって、現況が小さくなっているんだよとか、そういう説明をもらって、我々は理解して認定すると思っておりますので、そこは丁寧に今後説明していただきたいと思えます。それがあと一点と。

開成町には、私道寄附・再納に関する事務取扱要領というものがあります。これは議会側に、平成２０年５月９日の開成町告示の１７号というものが配付されております。その事務取扱の要領を細かく見ていくと、開発道路に対する取り扱いというものが載っておりません。ということは、ある意味、町民が見たときに、ここの部分に書いてあるものに該当しないと寄附は受けられないと思ってしまいますので、今回の移管される道路というのは開発に伴う道路なので、もともとが認可されている道路だから、寄附を受けなきゃいけないというシナリオにはなっているとは思いますが、そういう部分を親切に明記していかないと、勘違いというのですか、本来、寄附できるものなのに、その部分の要綱がないために、無理だ、無理だということで、実費で修繕をしながら、反面は公共で使っているという部分が出てはいけないので、そこら辺を親切に今後は書いていっていただきたいとお願いします。２点、回答のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

まず、最初の案件でございますが、先ほど議員が言われました、平成２０年の事務取扱要領につきましては、平成２４年に実施いたしました、住環境マスタープランで、道路網の整備の今後の考え方を定めたところがあるんですが、そのときに、認定要領を変更して、改正してございます。それで新しい告示が遅くなってしまったんですが、今年２月に新しい道路認定基準について、要領を定めてございます。その中で、前と同じなんですが、町道を認定する基準として、起点終点といろいろなを書いてあるんですが、

都市計画法に基づく道路というのが、都市計画法２９条に基づく開発道路、これは都市計画法３２条で、公共施設の管理者との協議というのがありまして、４０条で協議が終わったものにつきましては、事業終了後、翌日をもって、管理者に移管をしなければならないという、帰属という項目がございます。ですから、ここの中で、都市計画法上のものというのは、都市計画決定された道路だけではなく、都市計画法２９条に基づく開発された道路も同じ扱いで、そのまま町が引き取ることができる、引き取らなければならないという形になっております。

それ以外の、例えば、開発までいかないで道路をつくっているというのがあろうかと思います。これにつきましては、数年前にある程度管理を適正にする必要性があるだろうということで、町のほうで移管を受けるときの要綱を決めてございます。その中で何軒以上の家が接続している道路でないとだめですよという形で、ある程度最低基準ですね、一人のための道路を町が全部引き取ってしまうというのは管理が大変ですので、最低何件以上接続している道路でないと、町は移管しないとか、道路もこういう整備をしていないといけませんという、そういうルールを定めたものがございます。それらの説明を求められたり、または私たちのほうでも開発がある場合には、説明は全部させていただいて、今ほとんど開発が終わった時点で、協議に基づいて移管を受けているというのが現実でございます。

あと地図の関係でございます。皆さんの方にはある程度わかりやすい地図を提示するのが一番よかったのでございますが、今回、私たちが持ってきたのは、古い地図を拡大してしまった関係で、まだ、そのところの改良が終わっていなかったのが反映されていたのかと思います。今、議員さん言われるように、なるべく新しく、現況の形になっているものを今後は提示するようにいたしますので、気をつけて、その辺は対応いたします。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第３６号 町道路線の認定について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。